

国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年12月11日（木）18時1分～18時52分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室（オンライン会議）
- 3 出席

＜WG委員＞

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

＜自治体等＞

伊藤 誠	弓ヶ浜水産株式会社 養殖部 企画・開発課 企画・開発課長
中澤 雄介	弓ヶ浜水産株式会社 養殖部 佐渡事業所 佐渡事業所長
金子 裕介	佐渡市 企画部総合政策課 課長

＜省庁等＞

磯貝 敬智	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 課長
植垣 浩太朗	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 水政企画官
手嶋 一了	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 企画専門官
浅田 天地	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課水利調整室 室長
田崎 剛	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課水利調整室 課長補佐
三輪 真揮	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課流水企画室 企画専門官

＜事務局＞

山崎 翼	内閣府 地方創生推進事務局 次長
小山 和久	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
伊藤 正雄	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
鷹合 一真	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 2級河川の流水を利用したサケ・マス養殖用の稚魚生産
 - 3 閉会
-

○伊藤参事官 それではこれより国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「2級河川の流水を利用したサケ・マス養殖用の稚魚生産」でございます。

今回、佐渡市様、弓ヶ浜水産株式会社様、国土交通省様にオンラインにて御出席をいただいております。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料ですが、弓ヶ浜水産株式会社様、国土交通省様から御提出いただいており、公開の予定です。議事も同様に公開といたします。

次に、進め方です。資料の説明を弓ヶ浜水産株式会社様から5分程度いただきます。国土交通省様から続けて5分程度行っていただき、その後、委員の方々による質疑に移りたいと考えております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○中川座長 それでは、「2級河川の流水を利用したサケ・マス養殖用の稚魚生産」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は御参加いただきましてありがとうございます。

早速ではございますけれども、弓ヶ浜水産株式会社様から御説明をお願いいたします。

○伊藤課長 弓ヶ浜水産の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、提案の背景でございます。弊社の概要としましては、株式会社ニッスイの子会社で、国内サーモン養殖事業を担っております。新潟では養殖生産量は約780トンということで、今期も増産傾向にある状況です。

続きまして、サーモン養殖の生産工程でございます。サーモン養殖の生産工程は、淡水養殖から始まります。約1年間、淡水が使える複数の施設で稚魚を生産し、その後、海面のほうに稚魚を移送し、約半年間養殖を行うという工程でございます。淡水と海面を合わせて約1年半というような生産期間となっております。

今回の提案については、淡水養殖に関連した部分になるのですけれども、淡水養殖については、稚魚の生産サイズ、成長サイズに応じて必要な水量、水槽数が増加していくという特徴があります。水が少ないと稚魚たちが病気になったりへい死したりするということで、淡水養殖というのはサーモン養殖にとって重要な工程となっております。

現状、稚魚の生産については、新潟においては本土側の市町村で生産し、離島である佐

渡のほうの漁場まで時間をかけて運搬しているため、輸送コストであるとか、稚魚へのダメージといった課題が生じているのが現状でございます。

次の資料をお願いします。これまでの相談の経過について御説明をさせていただきます。

弊社では、海面養殖の漁場から近い2級河川を活用して、何とか佐渡島内で稚魚生産をしたいということで、2023年、2年前から本格的に活動をしております。最初に河川法を知ることから始まして、二つの大きな課題があるということを把握できました。1点目が、最低でも10年間、時間単位の流量測定データが必要であるということ。これについては河川法の規定となっておるのですけれども、実際には国土交通省さんの運用上の規定ということで訂正させていただきます。この流量データについては、測定の結果、最も少ないときのタイミングの流量を基準として、弊社などが利用可能となる水量が決定するという仕組みになっております。

2点目、既存の水利権者、河川水を使っている方がいる場合は、その方々の承諾が必要という点でございます。水利権者が多い河川については、多分ほとんどのところがこの時点で申請を諦めるところが多いかと思うのですけれども、佐渡については、ほとんどが灌漑用水、農業者の使用しているところなのですけれども、近年、農業者の減少、耕作放棄地の増加が見えておりましたので、具体的な生産計画をもって新潟県さんのはうに相談をしたところでございます。

その結果、新潟県さんのはうから、河川流量を測定する観測所は佐渡島内にはないよということで回答がありました。県は流量データを保有していないということで、弊社のはうで対象河川の流量測定データを取得してほしいという話になりました。

次に、何とか流量データを探すために、使用したい河川の既存の水利権者の方のところを訪問しまして、データがないかということを相談しております。唯一水利権者の方については、土地改良区さんというのが農業者の団体でありますと、その土地改良区さんのはうに相談しております。土地改良区さんとしましては、稻作に使用していない期間であれば、水路を含めて水は使っても構わないよという話がありました。要はその期間というのは、大体9月上旬から3月ぐらいまでは使っていないということです。その期間で弊社が利用できるとなれば、先ほどの生産工程でもありましたとおり、サイズが大きくなるほど水槽が必要になりますので、早めに佐渡島内に運べるためにメリットが大きいということで、非常にありがたい提案でございました。

肝心の流量データについては、土地改良区さんについては慣行水利権ということで、現行の河川法施行前からの水利権者ということだったので、過去の分も含めて流量測定データはないということで、そういった結果になりました。

その状況で、どうしようもなく、佐渡市さんのはうに相談しまして、今回のように特区提案を実施した次第でございます。

その特区提案後も、国土交通省さんの北陸地整さんであるとか、県、市、弊社で協議をして、現行の運用上、水利権を取得できいかということを検討してまいりましたが、結

果、なかなかそういった提案はなかったというところで、つい先月、新潟県さんのはうから、近傍の河川のダムの流量のデータを保有しているので、活用したい河川の流量を10年分推定するという方法があるからやってみないかという提案をいただきました。ただし、推定には1年間365日の流量測定による検証が必要で、そのデータ自体に相関関係がなければ、その推定値自体は使えないよという話でございました。ですので、コストと手間をかけても水利権を取得できない可能性があると弊社のはうでは判断しております。

以上の点から、全く使用されていない河川であっても、新規に水利権の取得に向けた取組はリスクが高く、慣行水利権者との手続の格差が大きいということで、特区提案しかないというふうに判断した次第でございます。

これまで2年間の相談の中で気づいた点としまして、河川管理者である県にとっても、本件のような相談を受けた経験が少なくて、2級河川の水利権申請というのは現行の制度上、不明確な点が多々あるのではないかと感じております。これは新潟県に限った話ではないように感じます。可能であれば、水利権取得に関して相談対応ガイドラインなどの整備をしていただきまして、相談者への既存の水利権に関する情報開示であるとか、流量の測定方法といった具体的な説明を初期の段階でアドバイスいただける体制づくりを今後御検討いただければなということで考えております。

次の資料をお願いします。具体的に特区制度としての御提案でございます。実証実験による水利権の許可を行う仕組みにしてはどうかということで記載しております。次の条件を満たす養魚の場合は暫定的に水利権を許可し実証試験実施を認めたらいかがかということでございます。

全部で6点ありますが、①、②については、要は河川に關係する方々、既存の水利権者であるとか集落、それに漁業関係者、そういった方々の同意を得るということです。これらについては既に弊社のはうは同意もほぼ得ていると考えております、むしろ後押ししていただいたような状況でございます。

3点目、かけ流しの淡水養殖として水路、水槽から地中に浸水しない形状・素材で養殖が実施され、その水が排水されること。ほぼ水を減らさないよという状況です。

4点目、毎年、河川の生物調査を実施し、実証試験実施前後で顕著な悪化が見られないということ。これについては環境省さんのマニュアルがございまして、数値化した評価ができるようになっております。

5点目、第三者による外部監査を受け入れ、指摘を受けた場合には指摘に従うということ。

6点目、これらの条件を満たさなくなった場合には至急対策を講じ、対策を講じても改善がないときは実証実験を中止し、現状復旧を行うということで、これらの条件を満たし、試験期間は例えば1年間ですけれども、河川管理上問題ないということが確認された場合は、以降の水利権を認めるという制度にしたらどうかという御提案でございます。

弊社の希望としましては、第1希望がこの提案になります。優先度の高い要望となって

おります。

次のページをお願いいたします。次善の策でプランBとして作ってみたのですけれども、河川水を減水させないことが明らかであれば、手続を簡略化していただけないかという提案でございます。かけ流しによる淡水養殖場の取水量と排水量を実測・比較した結果、一致することが確認された場合は、現行、発電事業者については登録制で水利権を許可されておるのですけれども、それと同様にしていただけないかという提案です。これについては、実際に設備等を導入した後にダメだというリスクを回避するために、対象河川の養殖企画の規模に類似した佐渡島外の淡水漁場の水槽でそういった検証をして、認めていただけないかというところです。

かけ流し養殖場のイメージですけれども、堰を設けまして、そこからポンプで取水し、水をためます。そして排水をするという流れになります。これについて、なぜプランBなのかというところなのですけれども、これについては河川と水槽の距離が近くないと難しいというところがございます。ですので、全ての河川で対応はできない。一部の河川しかこういった対応はできないのかなと考えております。

これについては、取水量と排水量の測定が必要なのですけれども、その測定の方法で流量の測定についてという右側の部分を御覧いただきたいのですけれども、河川の流量については、流速と断面積で求められるというふうになっておりますが、その測定の精度が明確になっていないというのが現状です。一番難しい方法としては、長期間、例えば1年間とか10年間とか24時間の測定の場合、やはり無人の流量測定器が必要で、資機材であるとか、そもそも電源がないところで電源を確保しないといけないとか、設置費用であるとか、そういったもろもろ込みで数百万単位のコストが必要になるということで、さすがにそこまで必要となれば、もう諦めるしかないのかなと考えております。

逆に、簡易的な方法としては、通常時に一度流速を測定し、その結果を基準として、以降、平日定時の水位測定で流量を求めるということであれば、比較的容易なのかなと考えております。そのあたりを明確にしていただければ、実現できるのかなというふうに考えております。

最後のページを御覧ください。さらに代替案としまして、先ほどの相談の経過でもありましたとおり、県が提案しております流量の推定と検証を必須とするのであれば、流量測定は河川水を利用したい期間に限定していただけないかという提案です。1年365日の流量測定では、測定コストが高く、先ほど申し上げたおり夏場の渇水が反映されるため、弊社が実際に河川水を使用したい期間、例えば10月とか11月の流量測定で水利権の申請を可能にしていただければ、まだ比較的コストは安くなるのかなと考えております。

私の資料の説明については以上でございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、国土交通省から御説明をお願いします。

○磯貝課長 国土交通省水管理・国土保全局水政課長の磯貝と申します。どうぞよろしく

お願ひいたします。

御提案の関係の河川の流水の占用許可、水利権などについて御説明をさせていただきます。1ページ目を御覧ください。河川の流水ですけれども、限りがありますので、河川の流水の使用の秩序の維持を図るために、河川法に基づき、流水の使用については河川の管理者の許可を受けることとなってございます。許可を受けた者が流水を量的に占用することができる権利は一般に水利権と称されております。判例においてもある特定目的のためにその目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的、継続的に使用することとされております。水利権の許可に当たっては、河川の管理者が治水、利水、環境等の観点から必要な審査を行っているところです。

2ページ目を御覧ください。水利権に係る審査ですけれども、原則として公共の福祉の増進、実行の確実性、河川流量と取水量との関係、公益上の支障の有無の四つの観点に基づいて行われております。①については水利使用の目的と内容の妥当性の有無、②については申請に係る水利使用の実行の確実性の有無、③については水利使用により流水の正常な機能の維持等に支障が生じないこと。④については、水利使用により災害や流水汚濁などの公益上の支障が生じないことをそれぞれ審査するものです。

なお、本件のような2級河川の場合には、河川管理者である都道府県等が本基準に基づいて、個々の河川の状況等を踏まえて許可制度の運用を行ってございます。

3ページを御覧ください。河川流量と取水量との関係について、イメージ図で御説明をさせていただきます。渴水時の河川流量である基準渴水流量、赤線部分です。それと渴水時においても維持すべき流量である河川維持流量、点線です。こちらの差分を水利使用のために取水可能な流量として導き出して、既存の水利権者が取水している水量も勘案して、申請に係る水量が新たに水利使用に使用できる流量の範囲内であるかどうか、赤線と黒実線の間ですけれども、そこを確認してございます。

先ほど御指摘があったように、今回論点となっております渴水時の河川流量である基準渴水流量を定める場合には、河川の渴水頻度等を加味して、10年スパンで見た渴水年の流量を活用することとしておりますけれども、実測データがない場合もあるため、必ずしも10年間流量を実測する必要はなく、類似する河川の流況から推計により柔軟に算出する手法もございます。

4ページ目を御覧ください。続きまして、既存の水利権に基づいて取水した流水を使用して行う発電、従属発電のための流水占用の登録制について御説明をいたします。いわゆる従属発電につきましては、既存の水利権に基づいて取水した流水に関して、滞留や追加的な消費がなく、河川の流量が減少する区間、すなわち減水区間を生じさせないほか、流水の使用がされないということで、登録の拒否要件に該当しない限りは登録を行う登録制ということとなってございます。

最後に5ページを御覧ください。従属発電と養魚用水の違いについてイメージでお示しをしてございます。ここではあくまで一般論という形になりますけれども、養魚のための

取水については、河川の流水を新たに取水することが想定され、取水に伴って河川流量が減少する区間が発生することや、養魚場に水を引き込んで滞留することで浸透や蒸発等する可能性があることから、他の河川利用者への影響や河川流量への影響を確認する必要があります。また、養魚場で使用された水が河川に排水される場合には、河川環境への影響を確認するために、水質についても公益上の支障の有無の観点から審査する必要があります。そのため、従属発電と異なり、養魚について登録制とすることはできず、許可制の下で個別事案ごとに審査をする必要があります。

最後に総括的に申し上げますけれども、御提案の養魚に係る水利使用に関しましては、事業内容等の詳細全てを承知しているわけではありませんけれども、河川の流水への影響に係る確認等が必要と考えられることから、河川管理者に許可申請いただくことが必要だと考えてございます。一方で、河川の流量の観測データがない等の事情に鑑み、新潟県において許可審査に必要なデータの推計等を検討してきたと承知しております。国土交通省においても、本件特区提案を機に把握して以降、県に対して助言を行ってきたところです。直近の状況としましては、これまでの関係者での御議論を踏まえまして、県で更なる対応策を検討しており、御懸念の申請に当たって必要なデータや期間等の課題の解決に向けて精査していると伺っております。このため、本件処分の当事者である事業者様と新潟県との間で改めて速やかに具体的な事業内容や技術的な事項について詳細にやりとりいただくことが重要だというふうに国土交通省として考えてございます。新潟県もその旨を希望しております。

許可の可否等の最終的な判断については、河川管理者である県が行うことになりますけれども、いずれにしましても、現行制度に基づき、河川管理者である県の運用裁量で対応され得るものというふうに考えてございます。国土交通省としても、本件に関しまして、引き続き必要な助言をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思います。

堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 御説明ありがとうございます。

今の提案者の要望内容を拝見しまして、いずれも必要に応じて最小限の河川の利用ということに向けて非常に難航している様子が分かりましたし、これを解決するために御提案を具体的に3点ほどいただいており、いずれも理由があるのかなというふうに思って聞いておりました。

国土交通省様に対して御質問ですけれども、そもそも新規申請のためにこの10年、流量測定が必要であるというのは、河川法ではなくガイドラインに基づくものということだと伺ったと提案者の御説明があったかと思いますけれども、これはガイドラインレベルで決まっていることなのでしょうか。新規申請に10年流量測定が必要だというと、これから10

年間計測して初めて水利権について申請できることになるとすると、実質認められないということに等しいのではないかと思いまして、この合理的な理由があるのかどうかや、この内容についてはケース・バイ・ケースでより具体的な内容を記載していくことなのか。実際の運用の中では、10年ではなくてもいいというようなことをお示しいただいているということなのですけれども、そうした例外的な場合、どういうデータが必要なのかということについて、今後、同じくガイドライン等で認めていく、考え方を明らかにするという御予定があるのかないのかについてお伺いしたいと思います。

それから、2点目、この特区提案について3点いただいた点について、実現が比較的容易というふうに思えるものと、時間がかかるというふうに思われるものがあるかもしれません、いずれも前向きな御提案だと思います。内容についての御意見、国土交通省様の御見解をお聞かせいただければと思います。

○中川座長 国土交通省様、お願いします。

○手嶋企画専門官 国土交通省の水管理・国土保全局企画専門官の手嶋と申します。

今の堀委員の御質問、最初の10年という基準でございますけれども、こちらは通達のほうでお示しをさせていただいております。あわせてガイドラインのほうで、10年取れないこともあるので、近くの河川等から流量を推計するというやり方もあることをお示しさせていただいているところでございます。今回、まずそこが十分に関係者の中で把握できなかつたということもお伺いしておりますので、お示しの仕方ですとか、そのあたりは今後工夫していかなければなと思ってございます。

○磯貝課長 水政課長の磯貝でございます。2点目に関して、私のほうからお答えさせていただきます。

三つの御提案について、どういうふうに考えるかということだと思いますけれども、案1と案2に関しては、御提案のような審査を経ることなく、実証的に水利権を付与するということは、実行の確実性、申請者様が御主張する事業計画どおりにワークするかどうかということ。それから、河川流量と取水量の関係。それから、排水や水質の関係、公益上の支障の有無ということを確認しないで水利権を与えることになってしまいますので、先ほど申し上げましたとおり、利水、治水、環境面等の求める河川法の趣旨に反するものと考えてございまして、実現は困難というふうに考えてございます。

一方で、一般論ではありますけれども、例えば同じ季節の中で流況の変化が大きくなない河川であれば、御提示いただいた案3のような、実際に流水使用を行う一定期間の流量測定データを基に、河川の流量と取水量等の関係を審査する方法というのはあり得ると考えてございます。そういう意味もありまして、是非、実際は河川管理者である新潟県の判断になりますので、県と事業者様において詳細なやりとりを行っていただければと考えてございます。

○堀（天）委員 一つ目と二つ目については、難しいというふうにおっしゃいましたでしょうか。実際に水利権について、近隣の農家の方々などはこれでいいよというふうに言つ

ている。また、流量についてもかけ流しで戻していくことであるとすると、理論上は変わらないはずで、取水してしまってそのまま別途の用途で使うという場合には当然ながら影響を見る必要性があると思いますけれども、こうした工夫された仕組みということであれば、理論上影響が生じないはずだ。ただ、そこは極めてどうなっていくのかということの様子を見る必要性があるということで、特区の場で実証実験という形でやっていただくことになりますので、一つ目、二つ目もはなからダメだということにはならないのではないかと思うのですけれども、特区という枠組みであったとしても、これは難しいというお考えなのでしょうか。

○手嶋企画専門官 水政課の手嶋でございます。今の御指摘についてお答え申し上げます。

堀委員御指摘のとおり、水収支がどうなるか、それから、河川沿川で取水される関係者の方々の御理解、これも当然水利使用の許可に当たっては必要になるのですけれども、これ以外にも、例えば排水がきちんと汚染されていないものであるのか、それから、実行計画、要は申請どおりの事業が遂行できるのかどうか、こういったことを総合的に判断する必要がございます。これらは許可基準の中にも入ってございますけれども、少なくとも水収支が均衡になること、それから関係者の御理解があること、これだけで全く問題ないということはできないものと考えているところでございます。

○磯貝課長 水政課長でございますけれども、例えば全量還元されるとか、あるいは減水区間が生じないといったようなことを言われておりますけれども、そういったことについて、まさに審査をして確認する必要があるということだと考えてございます。

○堀（天）委員 それは鶏と卵のかもしれませんけれども、計画どおり実行されているかどうか。審査をするというふうにおっしゃられても、計画上の審査でしかなくて、実証実験をやりながら計画どおりにやっていますということを証明していくというような事業者さんのことですので、万が一違うということになれば、その時点でストップさせるということもできるのが実証実験ではないかと思いまして、今御回答いただいた内容を伺っても、特区で実証的にやっていくということを拒否する理由までにはなっていないのかなと思いましたけれども、ここは弓ヶ浜水産の皆様もし何かあればお聞かせいただければと思います。

また、最後の流量測定、一部の期間だけという、これはお話しで可能だということなのかなと伺ったのですけれども、新潟県様ともよく国土交通省様、御指導いただきながら、事業者様のコストは限定していただきたいなと思いますが、提案者様、何かあれば教えてください。

○伊藤課長 弓ヶ浜水産の伊藤です。ありがとうございます。

例えば流量測定をやるとしても、先ほど資料の4ページにもありましたとおり、その精度によっては非常にコストがかさむ場合と簡易的にやれる場合とありまして、その辺が明らかにならないと、3番目の案についても一企業としてはできないという結論に至る可能性もありますので、その辺についてはやはり明確にしていただければなというところでご

ざいます。

あとはおっしゃるとおり、我々としては河川流量の秩序を守りたいと思っていますし、環境も汚さないように養殖をしたいと考えておりますので、実証実験についても前向きに検討いただければ非常にありがたいなと思っております。

以上です。

○中川座長 今のやりとりで、案2で全量を取水口付近に戻しますというときに、水収支上は多分問題は発生しないと思うのですけれども、水利権者の同意も得ます。きちんと実行されるかどうかについても外部の監査を入れますとか、あと何を確かめる必要があるとおっしゃっているのでしょうか。国土交通省さんに聞いています。

○手嶋企画専門官 国土交通省でございます。

今、御指摘いただいたような事項を審査する必要があると考えております。先ほど鶏と卵という、どちらが先かというお話がございましたけれども、水利権については公物管理者である河川管理者が河川管理の観点で、渇水ですとか河川環境に悪影響を及ぼさないように責任を持って判断をできるように許可制ということにしている性質のものでございますので、実証先行ということはなかなか、そうできるとは申し上げられないところかなと思っておりますし、案3という形でおっしゃっていただいたもののほうは、コストという意味でも最終的に審査の上でどうなるかということを鑑みると、私が申し上げることではございませんけれども、そちらのほうがよろしいのかなと思ったりもするところではございますけれども、いずれにしましても鶏と卵と、どちらが先かということでは必ずしもないのかなと考えてございます。

以上でございます。

○中川座長 実証実験をすること自体がそもそも認められない。暫定的な水利権を付与して、実証実験をするというようなことで、それが何か支障がある場合には中止をするというようなやり方自体が、河川法が認めていない、あるいは河川法の趣旨からそれは認められないということをおっしゃっているということでしょうか。

○手嶋企画専門官 左様でございます。当然のことでのございますけれども、河川法の23条でもとより水利使用に当たっては許可がまず必要となっていること、ここから少なくともきちんと許可が必要だと思っております。これらの許可の審査を受けずに水利使用を実証的にやるということは、なかなかお認めできるとは申し上げづらいところでございます。

○中川座長 今、議論しているのは、現行法上どうなっているかという話ではなくて、構造改革特区で現行法の特例、規制緩和を実験的にやれないかというお話をさせていただいているのですけれども、そういう意味で、弓ヶ浜水産さんの案1、案2、案3に関して、実際にどのような支障が出てくるのかということを御説明いただきたいのです。

○手嶋企画専門官 繰り返しになりますけれども、考えられる支障としましては、一旦渇水が起こってしまうと、流域の関係者の皆さんに御迷惑をおかけするという公益上の支障が出得るものかと思っておりますので、きちんと許可の審査を経て事業の開始を見据えて

いただくことが必要だというふうに考えてございます。

○中川座長 一旦渴水が起こった場合には中止をすると言っているのですよね。

何を申し上げているかというと、基本的に河川管理をきちんとやらないといけないのは非常に分かるのですけれども、このような形で弓ヶ浜水産様のようにかなり地域が疲弊するかもしれないという中で経済活動をやる場合に、データがそろっていないような2級河川から水を使用するような経済活動はできない。できるとしても非常にコストがかかるということについて、こういう御提案をいただいているように私は思います。そういうときに、河川管理のことだけを考えてひたすら今の現行制度を御説明いただくというような姿勢は、私はちょっととかがなものかなと思うのですけれども、そういう意味で、河川管理について、1、2、3というような案をいただいたときに、弓ヶ浜水産さんとしては、実証実験で支障が出た場合には中止をするとか、事前に色々な水収支ですとか、あるいは分かりませんけれども様々な準備はして、それは河川管理者ときちんとコミュニケーションを取るという話をしていただいておりますので、そういう御提案について、そもそもどういう実態上のデメリットがあるかということは、きちんと御説明いただきたいと思います。基本的に河川法の抽象的な趣旨を御説明いただいて、それでできないという話は、当ワーキンググループとしてはちょっと認められません。

○安念委員 ちょっとよろしいですか。これは御提案者に伺うことでもなく、といってどなたに伺っていいのかよく分からぬのだけれども、今映写されている弓ヶ浜水産さんの御提案は、あくまでも「水利権を許可し」というふうにおっしゃっているわけだから、河川法23条の許可は得るのだが、その許可の要件をやや緩めにして、時間を限った実証試験をする。その実証試験をするための許可が欲しい、というふうにおっしゃっていると私は理解しているのですが、そうだとすると、このような新たな許可制度を作つてほしいという立法の御提案というふうに理解するのが正しいのですかね。それともそうじやないのかしら。どう理解したらいいのですかね。つまり、特区法そのものに、この種の許可が可能であるという新規の条項を付け加えるということになるのかしらん。どんなものですか。

○中川座長 国土交通省様、これを制度的に書き下ろすとしたらどんな制度的な対応が必要なのか教えていただけますか。

○磯貝課長 国土交通省の磯貝でございます。

御提案者様の趣旨が、いわゆる許可の審査を全く受けずに、まず実証実験をやってみるということだというふうに理解しておりますけれども、それと、そもそも水が量的に取れるのかどうか分からぬということもございますし、あと、排水口と取水口が近いということですけれども、具体的にどのような技術で行うのかといったことも分からぬので、ある意味、そういったことを許可制の中で確認をして、何も問題がなければ許可が出やすくなるということかと思いますので、許可基準に適合するようであれば問題ないということで、特に論点となつておりました取水量ですね。基準渴水の量のところの計算の

やり方がクリアできれば、そもそもまさに技術的に問題がないということをお示しいただいた上でやれば問題がそもそもないのではないかというふうに、もちろん予断を持って言うことはできませんけれども、そういうことかなと思っておりました。

まさに技術的な部分については、今は絵だけの御提示になっていますので、そういうことを御相談いただいて、許可制の中でできるかどうかということ、そうしたほうが確実なのではないかというふうに思っております。

○中川座長 今の23条許可の範囲内で事前に色々なコミュニケーションを取ることで、23条自体、許可というような枠組みの中でやれるのではないかということですか。

安念委員、そういうことでよろしいのでしょうか。

○安念委員 そこを僕は整理したほうが生産的な感じがするのですね。つまり、23条許可の中での許可を受ければ取水できると、それは当たり前の話なので、現行法の23条の枠組みは枠組みとして固定した中で、その土俵の中で最大限、取水というか、流水の占用の許可を取りやすくするような工夫がどこまで可能かというのは第一選択です。それは必ずやらなければいけない。だけれども、現在の23条の土俵では、これはどうにもしようがないというのであれば、次は特区法の立法問題ということに結局はなって、例えば特区法の中で旅館業法の特則を定めたような条文を新たに書き起こす。これはこれで大変な作業だと思うけれども、しかし、類似の流水の占用の許可を取ってやりたいというビジネスは十分拡大の可能性があると思うので、どうしても立法しなければいけないというなら、立法の検討もするだけの価値が十分あるので、問題は2段階となっている。法的には問題は2段階なので、その段階を踏んで検討することがいいのではないかと感じました。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。今の議論の中で気になって点として、タイミングの話があると思っています。特にこの10年ということがあると思うので、そこは技術的に問題ないということが分かれば、必ずしも10年の測定は実質的に必要ないと思います。そこはそういった理解で、国土交通省様のほうはよろしいでしょうか。

○手嶋企画専門官 推計する手法でそういったやり方もあり得ると思っております。

○落合座長代理 分かりました。そうすると、個別具体的のところはかなりスピード感が違ってくるのかなと思いましたので、非常に良いことと思いました。

またこのガイダンスというか、情報を集めること自体も非常に手間をかけて実施されているように思っております。ガイダンスや、必要なデータ、指導などを必要に応じて国土交通省様のほうでも行っていただいたり、事後のためにそれをほかにガイドラインの形で整備することを行っていただくことが、こういったケースを考えいくために重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。若干、本件からさらに離れるところもありますがご回答をおねがいいたします。

○磯貝課長 国土交通省の磯貝でございます。

従前来、国土交通省、国のはうでも直轄河川部分については許認可を出しておりますし、日々こういう個別相談は実際のところ来ておりますので、そういう意味では常に開かれておりまして、ホームページ上にももちろん連絡先であるとか、Q&Aのようなものも載っていますので、地方整備局、あるいは出張所のほうに相談いただければ、御回答できるということに普段からなっておりますけれども、さらに何か必要なことがあるかどうかということについては、本件の結果も踏まえながら検討していきたいと思います。必要性があれば検討させていただきます。

○落合座長代理 分かりました。まずはその改善点がもしあれば、検討していただくということで、よく分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、今回のやりとりを聞いていて、新規の水利権取得というのはかなり実態以上に難易度が高いような印象を受けました。それがゆえに、まさに佐渡島のような地方創生が必要な地域での事業者のスムーズな経済活動の障壁になっているのではないかという懸念を強めました。本件は、地元の関係者からの同意も得られておりましたし、提案における実施方法には、私が考える限りは一定の合理性があるように思いました。

まずは事業者様と河川管理者の間でコミュニケーションを取っていただきまして、23条許可が下ろせるのかということについてコミュニケーションを進めていただきたいと思います。その際に、国土交通省様におかれましては、是非河川管理者様と事業者の間で地方創生に資するような事業者のスムーズな経済活動を、合理的ではないような障壁とならないような立場でサポートいただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、基本的にこういう事例は、佐渡島の案件だけではないようにも思います。他の事業者や自治体から同様の要望が挙がった際には、同じような議論が繰り返されるかもしれません。国土交通省におかれましては、水利権取得方法の助言等に係るガイドラインなども念頭に置きながら、今回のような経済活動をサポートするようなことも考えていただければと思います。

その上で、23条許可というものがどうしても下ろせないようなことが判明した場合には、是非構造改革特区の中で何らかの制度改正とかそういうことも含めて対応を改めて検討させていただくことになりますので、その際は是非よろしくお願ひできればと思っております。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「2級河川の流水を利用したサケ・マス養殖用の稚魚生産」に関する戦略特区ワーキンググループを終了したいと思います。ありがとうございました。